

松寿園ショートステイ利用料金表

(重要事項別紙)

①介護サービス費

令和3年8月1日から適用

併設型短期入所生活介護(Ⅰ) 【従来型個室】	併設型短期入所生活介護(Ⅱ) 【多床室】	空床型ユニット型短期入所生活介護 【ユニット型個室】	
要支援1	446	要支援1	523
要支援2	555	要支援2	649
要介護1	596	要介護1	696
要介護2	665	要介護2	764
要介護3	737	要介護3	838
要介護4	806	要介護4	908
要介護5	874	要介護5	976

②加算について

機能訓練体制加算	12	機能訓練指導員を1名以上配置しております。
看護体制加算(Ⅰ)	4	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。
看護体制加算(Ⅱ)	8	看護職員と24時間の連絡体制を確保しています。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置しています。
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15	本体施設と一体的に基準より1名多く夜勤職員を配置しております。
緊急短期入所受入加算	90	※7日間を限度(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日を限度)
療養食加算	23	※医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食などを希望された場合。
個別機能訓練加算	56	生活機能の維持・向上を目的とした機能訓練を実施した場合。
送迎加算	184	※原則小松市内に限ります。また、日曜、祝日及び年末年始は行っておりません。時間は要相談となります。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%	基本サービス費と各加算を合計した単位数に乘じる。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%	基本サービス費と各加算を合計した単位数に乘じる。

※本体施設(特養)の空床ベッドを利用した場合のみ加算されるもの

夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20	※併設型(従来型個室及び多床室)利用の場合は上記の(Ⅲ)が加算され、本体施設の空床型ユニット型の短期入所を利用する場合のみ(Ⅳ)が加算されます。介護予防短期入所では加算はされません。
-------------	----	---

③食費の自己負担 (単位:円)

被保険第1段階	300
被保険第2段階	600
被保険第3段階①	1,000
被保険第3段階②	1,300
被保険第4段階	1,445

食費の内訳

朝	335
昼	640
夕	470
合計	1,445

④滞在費の自己負担 (単位:円)

併設型短期入所生活介護(Ⅰ) 【従来型個室】	併設型短期入所生活介護(Ⅱ) 【多床室】	空床型ユニット型短期入所生活介護 【ユニット型個室】			
被保険第1段階	320	被保険第1段階	0	被保険第1段階	820
被保険第2段階	420	被保険第2段階	370	被保険第2段階	820
被保険第3段階	820	被保険第3段階	370	被保険第3段階	1,018
被保険第4段階	1,018	被保険第4段階	855	被保険第4段階	1,018